

特 103

537

正 改

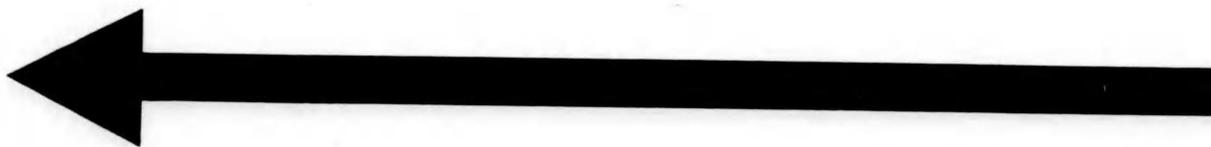
營業
稅法

建物賃貸價格課稅區域明細論

完



始



持103
537

改正

營業稅法

建物賃貸價格課稅區域明細論

元

松村計算事務所長法學專攻
稅務管理局間稅課長兼直稅課
長、稅務監督、營業稅法規類
調查委員、稅務署長、大阪稅務
世界社長、東京稅務公論社長

松村源三郎著述

大阪

松村計算事務所藏版

寄贈本

定價
7 8. 23
寄贈

建物賃貸価格課税区域明細論

松村源三郎著

▲建物賃貸価格課税計算方法の違却に就て

(一) 建物賃貸価格計算方法の正否を分たんとせば先づ新舊の法律を比較するを以て捷徑とす

(舊法) 營業税法第十八條 建物賃貸価格は店舗其他營業用の土地、建物の借料に相當するものとす但住居に供するもの其他直接に營業に使用せざるものあるも同一区域内にありて自己の所用に係るものは營業用として計算す(一項イ)
借家の場合に於ては何等の名義を用ふるに拘らず土地建物の賃借上借主より貸主に支拂ふものを以て建物賃貸価格を計算す(二項ロ)
借家に非ざる場合に於ては近傍借家の借料に照準して建物賃貸価格を定む近傍に

建物賃貸価格課税区域明細論

照準すべき借家なきときは其土地家屋の時價を各別に算定し土地は其百分の五
屋は百分の十を以て其賃貸價格を定む無償の借家に附ても亦同じ(三項)(ハ)

(新法)營業税法第十八條 課税標準と爲すべき建物賃貸價格は貸主が公課、修繕費、
其他土地又は建物の維持に必要な經費を負担する條件を以て店舗其他營業用
の土地建物を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき金額の前年中の平均額に依り
之を算定す(二項)(ニ)

同一区域内に在る土地建物と雖も直接又は間接に營業に使用せざるものは賃貸價
格に計算せず(二項)(ホ)

施行規則

第十三條 課税標準と爲すべき建物賃貸價格は直接又は間接に營業に使用する土
地家屋其他の築造物に付之を計算す但店舗其他の營業用の土地家屋其他
の營業場の區域外に在るものは直接營業に使用するものに限る(二項)(ヘ)
營業用の土地家屋其他の築造物は店舗其他の營業場と區劃するも敷地の接

續するとき又は使用上接續と認むべき事實あるときは同一区域内に在るものと
看做す(二項)(ト)

第十四條 課税標準と爲すべき建物賃貸價格は家屋其他の築造物の使用に必要
なる雜作あるものとして計算したるものに依る(チ)

又建物賃貸價格に對する大藏省所管政府委員として帝國議會に於て説明せられ
たる要領は則ち左の如し(拙著四税法理由詳説營業税法問答五十
頁に詳かなり依つて左に要點を摘録す)

現行法ニ於キマシテハ賃貸價格が同一区域内ニ於ケル土地建物デアリマスルト
此營業用ニ使用セラル、ト否トニ拘ハラズ苟モ其營業者ガ之ヲ用キテ居マシテ
モ營業主ガ之ヲ使用シテ居ルモノデアリマスルト總テ賃貸價格ニ計算セラル、コ
トニナツテ居リマスガ今度ノ改正ニ依リマシテハ同一区域内ニ於ケル土地建物
ト雖ドモ直接ニモ間接ニモ營業ニ使用シ居ラスト云フモノニ付キマシテハ之ヲ
賃貸價格ノ計算ヨリ除算スルコトニナツタノデアリマス (リ)

(二)以上の文言を讀んだる人は建物賃貸價格が如何なる計算方法に改正せられたるか
建物賃貸價格課税區域明細論

建物賃賃價格課税區域明細論

は之を知るに難からざるべし、然るに大正四年二月二日大阪朝日新聞紙上に名古屋商業會議所の電話を記載せり則ち左の如し

名古屋商業會議所は改正營業稅法中の賃賃價格の算定に就き稅務署と見解を異にし稅務監督局及び大藏省に向つて意見書を提出し爭議する所ありしが今回大藏省より左の決定を與へたり

(イ) 店舗又は營業場の賃賃價格は其の店舗又は營業場を賃賃する場合に於て其の賃賃料に定むべき一定の土地家屋其の他の築造物は總て之を包括し其の例外として左記の如く全く營業に關係なき而も使用上區分を明細に認め得るものに限り之を除外するの趣意なる事

ロ) 店舗又は營業場と別箇の建物たる隱宅、茶席、子弟専用の離れ坐敷

ハ) 店舗又は營業場の二階又は別間にて他人に賃賃せざるもの

右に依り營業上間接に使用するもの即ち店舗又は營業場と同一建物内にあるもの又は附屬建物にして營業場を使用する客間、寢室、炊事場、浴場、便所、土藏、

物置の類及び店舗又は營業場に附屬する中庭、庭園の類は總て建物賃賃價格に計算するものとす

(三) 土地家屋賃賃料と評定價格 右の電話は果して大藏省の主意なるや否は之を確認

し難しと雖ども或當局者の談に依るときは大藏省の主意も粗之れと同一の意義に存する哉に推測せらる果して然りとせば大に之を論破せざるべからず以下順を追ふて之を論せむ

舊稅法に依るときは建物賃賃價格の計算方は「借家の借料に相當するものとす」

とありて家賃を以て課稅標準となせり
改正稅法に依るときは建物賃賃價格は貸主が公課(諸稅金)修繕料、土地建物の維持に必要な經費を負擔する條件を以て(中畧)賃賃する場合に於て貸主の所得すべき金額の前年中の平均額に依り之を算定す」とあり

要するに舊稅法も新稅法も煎じ詰めれば同一點に歸着し何れも家主の收入する家賃金額を以て課稅標準とするの點に於て相一致するものあり、思ふに我日本にて

建物賃賃價格課税區域明細論

は自分の所有家屋を他人に貸與するに當り諸税金も修繕費も維持金も皆借用人に負擔せしむると云ふことは餘程特別の場合に非ざれば實例之なく百中の九十九迄は貸主が負擔するを以て通常とす、故に今更仰々敷條件呼はりするも別に何等特殊の意味を寓するものに非ず、然らば新舊税法共に不相變貸家主が收入取得すべき家賃金額を以て建物賃賃價格課税計算の標準となしたることは兩法律の明文に於て一點の疑なかるべし

然るに政府委員の説明に依るときは何れも評定價格を以て建物賃賃價格を計算することになりましてと立派に帝國議會に於て口述されて居る、此口述は政府委員としては大なる責任を有するものにして儼然たる言責ある説明と云ふべし左れば法律の明文をも無にしてまでも評定價格を用ゆべき正しき理由の存すべきや想ふに一政府委員の説明は以て國家の法律を左右するに足らざるや明けし今若し法律の明文と政府委員の説明又は答辯と相齟齬する場合ありとせば何れを貴重すべきや、云ふまでもなし法律の尊むべき重んずべきは多言を須ひずして明白なり、左

れば建物賃賃價格の課税計算方法は家主の收入取得すべき金額を以て之に充ること當然の義とす、亦何をか之を疑はむや
若し建物賃賃價格計算方法は政府委員の述べたる如く一般に評定價格を以て之を定めむとするに至らば其評定方法は如何にして之をなすべきや稅務官吏の認定に一任せんか、元來稅務官吏なるものは稅務上の經驗には富めりとするも土地家屋の賣買相場若くは金利の状態、家賃の高低、契約の條件等に付ては全然不知案内と申すも決して誣言に非ざるべし其不案内者の認定に一任せんか其結果は反つて恐るべき課税の情態に變移せんも難測何んとなれば土地家屋の賣買相場を熟知せずんば家賃高低の原因を知ること艱ければなり、亦金利の状態を知らざれば家賃高低の適否を鑑別するに苦しむべし、亦契約の條件を知るに非ずんば稅法適用上一段の苦心を重ぬべければなり、以上の事情より考察するときには稅務官吏特に下級の人々が經驗なくして一概に認定するに任せんことは恰も未熟の擊劍家に村正の銘刀を振まわさしむると擇む處なきが如し危険なからむことを欲するも得べし

んや

然らば營業稅調查委員會に認定を一任せんか營業稅法第二十六條ノ二に依るときは稅務署長は毎年納稅義務者の課稅標準を調査し其調査書を作成して營業稅調查委員會に提出せねばならぬ、左れば調査委員會に提出する以前に於て稅務署は建物賃賃價格を豫定せざるべからず、故に勢ひ稅務官吏に於て之を爲すか又は別段に民間評定會等のものを設立して之を爲さしむるか兩様の内一を擇ばざるべからず思ふに法律勅令等に評定方法の特設なき限りは自然稅務官吏の認定に依るの外他に道なかるべし於是乎苛察と呼び誅求と叫び或は橫暴或は壓迫曰く何曰く何と滿腔の不平は忽ち奔流の水となつて一般の耳朶に濺ぐ事暗中に火を視より尙明なるを知るべきなり、是れ蓋し不知案内の結果に基せずんばあらず、然れ共稅務官吏中悉く不知案内と斷言するものにあらず中には随分巧者の人物も之あるべしと雖も一般稅務官吏中の下級者を通じて之を視れば十中の七八迄は不案内者と認ざるを得ざるものあるを如何せん、何ぞや下級稅務官吏の平生の境遇より推し

算定價格

家賃平均額

て然るを信じ得べければなり、左れば評定なるものは其名に於て善且良なりと雖も公設評定機關の設置なき限りは人間の通患は遺憾なく發揮せらるべきものなれば公平平均等の意を全ふすること能はざるは必然の勢なり故に曰く政府委員の説明に係る評定價格は到底完全に行はれざるのみならず法律の明文が之を承知せざるを如何せんや

要するに建物賃賃價格は改正營業稅法第十八條の一項に依るときは慥かに貸主(家主)の收得すべき家賃金額を以て之を算定せざるべからざるものとす、然れ共自己の持家は家賃金を收得すべきものなきを以て止を得ず評定價格に依らざるべからざるは致方なき次第なり、乍去同じ評定に依る場合と雖も家屋の位置、商賣の種類、客付の模様等に依り家毎に家賃價格に相違高低あるものなれば評定の標準は最寄の貸家の賃賃價格に準據するを適當の處置とす

(四) 前年中の平均額 從來建物賃賃價格は稅務當局に於て毎年々集合計金額を以て課稅標準となし來るのみならず納稅者も之を怪しむものなかりき、然れ共深く考察

建物賃賃價格課税區域明細論

し親しく研究を遂げるときは從來の課税方法は全然平均額の算法を無視したるものあるを發見すべし

舊税法第十六條の(一)には賣上金、收入金、請負金及報償金は前年中の總額に依るとあり(二)には資本金及賃賃價格は前年中の平均額に依る」とあり而て同條第二項には資本金額の算定方法は勅令を以て之を定む」とあり本税法發布以來の實地の取扱振を見るに(一)に屬する賣上金其他は何れも一月以降十二月に至る毎月の金額を集計して其總計金額を以て課税標準となし、所謂總額(年計額)に依り課税し來れりと雖も建物賃賃價格は前年中の平均額に依りたる實例あるを見ず、等しく一月より十二月迄の家賃月額を集計して其總額を以て課税標準となしたること賣上金の課税標準の計算方法と同じ、如何なる理由に基き一ヶ年の總額を以て之を平均額に換用したるかに就ては其因由は漠として知るに苦しむと雖も察するに去る明治三十年始て營業税課税實行の際過つて年額を徴收し爾來自然徴課のまゝ今日に至る迄經過したるものとする

總額と平均額

の外これぞと云ふ判然たる理由を發見すること無かるべし然るに一般納税者は何故に斯る間違の方法に甘受し來りたるやと云ふに可悲事には丸で税法稅務の何物たるを知る者がないので何れが正當なるや否を識別すること能はざりしがためなり

然るに能々研究を爲すときは現に法律上平均額と明文を掲げながら其平均額を用ゐずして反つて總額を以て課税標準となしたるは當局者に取つては一大手落の處置となさずんばあるべからず今左に數理上の方式を示し以て其然る所以を明にせむ

家賃一ヶ月五拾圓とすれば一ヶ年は50,000 × 12ヶ月に付600,000

之を平均すれば600,000 ÷ 12ヶ月 = 50,000

又假りに家賃を一月が三月迄45,000、四月が七月迄48,000、八月が十一月迄50,000、十二月分は55,000なりとすれば

平均額の方式

- (イ) 45円×3ヶ月=135円
 - (ロ) 48円×4ヶ月×192円
 - (ハ) 50円×4ヶ月=200円
 - (ニ) 55円×1ヶ月=55円
- 合計 582円
- 平均すれば 582円÷12ヶ月=48円50銭
- 一ケ年は 48.500×12=582円

右の方式に依るときは家賃は一ヶ月を單位として計算するものなれば(イ)(ロ)(ハ)(ニ)を合計すれば五百八拾貳圓となりまた之を平均すれば四拾八圓五拾錢となる此四拾八圓五拾錢が即ち法律上の平均額にして兼て數理上の平均價格也、舊税法時代は税法第十六條二號にのみ前年中の平均額」とありしも改正税法は第十條の二號は勿論同法第十八條にも明かに「前年中の平均額」と明記之あり彌々總額課税の非を悟り大正四年分より平均額即ち十二分の一を以て建物賃貸價格の課税標準と爲すことに改善せられたるものと見るを最も至當の解釋とす、若し税

直接、間

務當局者に於て不相變年總額課税主義を主張することあらば數理上前年中の總額と前年中の平均額と相一致すべき方式と結果を示さざるべからざる也思ふにこの一致は到底相求むべからざるは勿論如何なる曲學の徒と雖も明に之を辯ずるの道なかるべし故に曰建物賃貸價格は一ケ年の十二分の一則ち平均一ヶ月分の家賃を以て課税標準となすべきものと知るべきなり(拙著四税法理由詳説營業税法問答第五十三問五十)

(五) 直接間接に營業用を使用せざる場所とは如何なる場所を指すや 改正營業税法中全國一般の疑問に上り就中名古屋商業會議所が大藏省の當局と往復爭議したる末大藏省より決定を與へたりと稱する決定文(前に掲出す)を見るに大藏省も餘程苦心して認めたる迹有りくと察知せらるゝものありと雖も本躰たる法律の明文を有邪無邪の間に葬り去ること能はざるは恰も泰山の如し税法第十八條二項の明文に依るときは「同一區域内に在る土地建物と雖も直接又は間接に營業に使用せざるものは賃貸價格に計算せず」とあり其直接にも間接に

も營業に使用せざる場所とは如何なる場所を指すべきや余は間毎々々に一々其當否を論じて此疑問を解決せんと欲するなり

(イ) 店舗 は自己の營業品を置き營業者及び從業者等其場所に居り専ら其商業に従事する所なるを以て直接營業に使用するものとす

(ロ) 店舗の次の間 之は營業の状態に依り必ずしも營業に使用するものに限るべきものに非ず、小賣營業者の如きは全く自家の居處又は寢室等に充て一も營業用を使用せざるもの多し故に是等は事實問題として一概に用否を決すべからざるは當然の義とす、稅務官吏に於ても多分營業用を使用するだらうとの推測を以て之を認定すること能はざるはまた理の當然なりとす、然れ共卸賣業の如き營業狀態の大なる處は次の間と雖も之を使用すること往々之あり故に本問題は卸賣又は製造業家の賃貸價格計算の場合に於て多く發生するものなれ共現に營業用を使用せざる事の明白なる場合に於ては假令稅務官吏が認定を下さんとすも法律の明文其ものが斷然之を許さざるや必せり、斯る場合に於ては假令ひ稅

務官吏と雖も自己の推定をのみ用ゆべからざるは勿論必ずや現に使用したる實証を舉示せざるべからず、萬一漠然たる自己の推測を以て叨りに使用有稅の區域に認定せんとすることあらば是は法律違犯として大に咎責せざるべからざるなり

(ハ) 座敷、仲の間、其他之に類する居室 座敷と云ひ仲の間と云ひ其他部屋、納戸等何れも家人の居間に用ゐる或は社交上來客の坐席に充てる等總て人間生活上の所用に供する目的とするものなれば營業用に供せざること論を俟たず然れ共前と同じく絶對に供用せずとは斷言し難し是もまた事實の狀況に依る事なれば稅務官吏に於て果して營業用に供したることを立証するに非ざれば第一憲法第二十一條の主意に背くのみならず何んば稅務官吏と雖も隨意の認定は威嚴正しき法律の明文が輕々敷之を許さざるなり

(ニ) 神棚、佛間、押入、床間、椽及庭園、炊事場、通り庭、井戸及井戸端、大小便所、湯殿、戸棚、流し場等は、如何ん、名古屋商業會議所に與へたりと云ふ大

藏省の決定文に依るときは當然有税區域に包含せしめあるが如し、然れ共名古屋の電話は果して大藏省の回答文を其まゝ丸寫したるものなるや否やは判明し難し假りに之を事實として論ずるも大藏省は何等の理由に基き是等を有税區域中に包含せしめむとするやに付ては大に疑はざるべからず先づ

▲神棚は營業上何の必要あつて直接又は間接に使用すべきか營業の繁昌を祈るが故に間接の使用となる云は、小兒と雖もタゞ一笑に附し去らむのみ元來祈禱と營業とは其性質に於て天地の差あり豈に同一視すべきものならむや

▲佛間は祖先の祭祀を主とする場所なり、神靈を尊敬する日本古來の家神の祭壇なり誰か之を間接の營業場なりと論ずるものあらむや

▲押入は重もに蒲團衣類や雜具品を入るゝを通例とす若し押入を直接營業の用に使用することある場合は押入の附屬する場所は必ず直接營業場に供用せられ居る事一目明瞭なるべし然れ共タゞ單に押入と云ふときは所謂前の蒲團衣類や雜具品を藏置する場所なることは一般に申傳へ來れる一種の確言にして事實之

に伴ふものなれば更に他を云ふの必要なかるべし

▲床の間は日本建築法の上美より成れる貴品ある一種の裝飾臺に過ぎず何の事由ありて之を營業の用に供するの必要ありとせんや、若し床の間に軸物を掛け、花瓶に花を生け、座敷を飾るの一具となすが故に間接に營業の利益を圖るの主意に採ると云ふものあらば開は尋常一般の言に非すとせずんばあらず、由來床は主として座敷を飾り、客禮を重んずるの具にして營業上に對しては恰も壁を障て、物を視んとするの類歟間違もまた甚しと云ふべし

▲椽及庭園 椽は日本式建築上座敷と庭園との中間に設けられたる一種の添飾物にして家屋としての見地より之を見れば營業用の目的に使用するものと極むべきものに非ず殊に庭園の如きは風景を主とし衛生上望觀の美を飾るに勉め所謂美觀風致を事とする日本一流の眺望園なれば凡そ椽及び庭園と名稱を附する場所なる以上は營業の目的に使用するが如きは千百中一も之のあらざるべし而て區域と云ひ状態と云ひ明に營業場の部屬に非ざるを知るべきなり

▲炊事場、通り庭、井戸、井戸端、大小便所、湯殿、戸棚、流し場等は普通一般の見地より察するときは何等營業上に關係する場所柄に非ずとす若し炊事場は營業上の關係者が食料を料理する場所なるが故に間接に使用するものと認むとなし、通り庭は倉庫納屋等より商品運び出す場合に通行するが故に間接使用をなすと云ひ、井戸井戸端は主人店員等が毎朝の洗面及食料の洗ひ滌ぎの水を使用するが故に間接營業に使用するものと云ひ、大小便所は主人店員等が大便小便をなすが故に間接使用となすと云ひ、湯殿は家人等が湯を洗ひ手足を洗ふに使用する場所にして其家人等は營業の利益にて生活するものなるが故に間接に使用するの理由に當ると云ひ、流し場は店員等が食物を料理する場所なるを以て之れもまた間接の使用に適すと云ふ様な理由を飾り以て上叙の場所に課税を爲さんとするは頗る理由に外れたる仕打と云はざるべからず、何んとなれば以上の場所は主として人間生活上の爲に設けたるものにて營業上間接使用のために非ず而て炊事場は本來に於て人間生活の資料を炊事する場所にして

直接にも間接にも營業品の置場に充つべき處に非ず、又通り庭を以て假りに間接に營業用に供する場所とするも十中の九分九厘迄は家事上専用の場處にして適々倉庫納屋等より荷物を出入する通路に充つる事あるも開は人間の足巾一帯の地域に限られ其他に及ぶべからざるは明瞭なり且つ通り庭は建築法上其用途に於て家事向専用の構造となり居れば、通り庭を以て強て間接營業用の場所となすときは隣家の倉庫や公道を隔てたる向家の納屋等に藏置したる荷物を運搬する場合には隣家の敷地、公道の一部等は皆間接使用の區域中に算入せざるべからざる奇怪なる論斷を爲さざるべからず世豈に如斯の理由あらむや（營業税法施行規則第十三條但書の場合に現に區域外に於て直接に營業の用に供しつゝある場所のみを指すと云ひ、其二項に敷地の接續するとき又は使用上接續と認むべき事實あるときは一區域内と看做と）云へる意義は現に營業用に使用する場所のみに限るとなし間接に使用する場所は之を含まづと説明し暗に一家屋内の間接使用場所に限ることを示したるを以て若し一家屋内に區劃を爲したる

ものある場合は假令ハ判然區劃を立てると雖も一區域内と認むべしと云ふの意なり、然るに税法第十八條の二項には一區域内と雖も直接間接に使用せざるものは賃賃價格に計算せず」とあり左れば前記例外的の規定は通り庭とは何等關係なきものぞ知るべし茲に一言説明し置度事有之外の義に非ず勅令則ち施行規則は法律の意義を推し廣め又は解釋することを得べしと雖も法律の意義を左右することは絶対に不可能のものなり故に一家屋内と雖も實際營業の爲に使用せざる炊事場や通り庭を建物賃賃價格中に計算するは慥かに法律の明文に違却したるの處置と云ふべき也、此他座敷、仲の間、其他の居室、神棚、佛間、押入、床の間、椽及庭園、井戸、井戸端、大小便所、湯殿、戸棚、流し等は何人の見解に訴るふも間接に營業用を使用すべき目的や事實あるものに非ざるは萬口一音些の異論なかるべし今左に其理由を立証せん

法律は一區域内と雖も直接間接に營業用を使用せざるものは賃賃價格に計算せず」と判然之を言明せり

勅令(施行)は間接の使用を認めることは一家屋内に限る」と云ひ亦店舗其他の營業場と敷地の接續するときは區劃の設けありと雖も一區域内と認む」と云ふ事に成つて居る右の條文より見るときは法律は正しく直、間接に營業用を使用せざる處は有税の部分には組入れずと明言したるに拘はらず勅令を以て前記の如く規定したる所以のものは第一項に於て一區域外は直接營業に使用する場所に限るとなしたるを以て第二項に於て營業場と敷地の接續したるものは第一項の如く直接使用の場所に限るものに非ず間接使用の場所は税法第十八條二項の通り直接間接共に包含したるものなりと、辯じたるものなり左れば大藏省の當局が名古屋商業會議所に對して具體的に座敷、庭園、炊事場、大小便所、押入、佛間、神棚等直間接に營業に使用すると否とに拘はらず何れも之を建物賃賃價格の計算中に含めるものとなしたりと云ふは頗ぶる信を措き難きことなり若し果して名古屋電話の如しとせば大藏省や稅務當局者は神聖なる我法律の意義を随意に變更する事となり甚だ解し難き事ならずや、如何に大藏省の稅務

當局と雖も現に直、間接に營業上に使用したる實蹟なき場所を捕へ來りて之を有税の賃貸價格中に算入せんとするは絶對不可能の事なるのみならず決して法律の主意を順奉したるものと云ふべからざるなり故に曰く現に直接間接に營業用を使用する場所は離れ座敷となく隠宅となく將た二階三階となく悉く之を建物賃貸價格の課税標準中に算入すべしと雖も實際直接間接に營業用に供用せざる場所は其場所名稱の何たるを問はず總じて無税の區域に組入るゝを正當の解釋となさざるべからざるは多言を要せずして明なり

余は更に大藏省の決定と云へる名古屋商業會議所の電話に對し左に短評を試むべし

(イ)の行文中「賃貸料に定むべき一定の土地家屋其他の築造物は總て之を包括し」とあり賃貸料を定むる場合に於ては土地建物の全躰を總括すること當然のことなれ共賃貸料中、税法上に於て建物賃貸價格として定むる課税標準は直接間接に營業に使用する場所のみを算入すべしと云ふのが税法上の本義となつ

て居る、又其次に「例外として(中略)全く營業に關係なき而も使用上區分を明細に認め得るもの限り之を除外する云々」とありて一讀最も文言である様なれ共親敷研究するときは使用上區分を明細に認むるものは何人なるや思ふに下級稅務屬の認定に一任するの外なかるべし果して然るときは營業者が全然使用せずと申立つるに拘はらず稅務官吏は間接に用ゆる事ありと認むるときは忽ち其認定に服従せざるべからずとせば法律は何の爲に改正せられたるか其必要を認むること能はざると同時に法律の意義は空しく稅務官吏の認定に依つて其効力を失ふに至らむか法律は決して斯如薄弱なるものに非ず

(ロ)隠居、茶席、子弟専用の離れ家と雖も絶對に使用せずとは限られず坐敷、次の間サテハ押入等には商品を置かず反つて隠居間、離れ坐敷等に商品を置き其他營業用を使用することなしと限るべからず

(ハ)二階と云ひ別間と云ひ(ロ)と同じく使用せざるものは絶對に使用せず、使用するものはドコ迄も使用するを以て一概に用否を論別するは早計なり

以上要するに用否は事實問題にして稅務官吏は形狀及事實の上に於て充分なる使用(間接)の立證を爲すにあらざるば濫りに認定を爲すの權能なきこと照々としてこれ明なり

(六) 上叙の論議を綜合するときには本件建物賃賃價格は假令一區域内と雖も直接間接共に使用せざる場所は決して有稅區域内に算入すべきものに非ざるは嚴乎たる法律の明文に依り此の疑なきものと知るべき也

調査委員の責務

(七) 營業稅調査委員は本問題を如何に解決せんとするかは亦一の問題なり、本問題は一單に直接間接の使用區域を分割するのみに止らず前年中の平均額則ち十二分の一の事件をも包含し居れば充分の上にも充分の研究を必要とすること勿論なり、然れ共稅務當局者は從來法定平均額の條規に對し平然年額に課稅しつゝ來れるが故に今更之を改訂するや否は頗る疑問に屬し必ずしも大正四年分より之を訂正す

るものなりとの斷言は致し難し去れど調査委員として本書の理由を正當なりとする以上は此理に則り悉く之を規範とせざるべからざるや論を待たず、假令一政府(稅務署長)に於て同意せずと言ふも法律の命ずる處は何人も之を奉せざるべからざるは當然の義なり、故に萬一稅務署長との折衝上協定不調穩妥の結果を見ざることも委員は委員の意見を以て廣く納稅者一般の意見に訴ふるの外道なるべし

近來屢々吾人の耳朶に達する處に依れば稅務署は直接納稅者(申告の有無に拘はらず)を召喚し昨年來の大不景氣に拘はらず昨年決定額通り又はそれ以上に増額せしめ建物賃賃價格は固より從來の計算方法通り年額を以て課稅標準となし否む本人等に強て申告書を變更せしめ又は新たに申告せしむる趣、本年は改正法律を以て營業稅調査委員會なるもの、設定ありたる次第なれば稅務署長は納稅本人の申告に自署の意見と調査したる材料とを添屬して之を調査會に提出するを至當の取扱順序とす、然るに直接納稅本人を召喚して相對的に價格員數等を協定して

一先づ決定を與ふることの事が果して眞實なりとせば税務署は全然調査會を踏附け無視したる所爲となり兼て法律を蔑如したる結果に終るべし、若し税務署がこの召喚を以て材料調査なりと云はば聊か心を安んずるの思ありと雖も材料調査の爲に商業繁多の人々を召喚することは大藏大臣の訓令の主意に對し頗ぶる不穩當の處置と云はざるべからず常識を有する堂々たる政府の一部屬たる税務署はヨモヤ斯る名實相違の言を弄することはなかるべし、然るときは此召喚は全く税務署が自署の便宜の爲めに求めたるものにして云はば無用の手数に過ぎざるべし何んとなれば更に調査會に提出せざるべからざるものなればなり又調査會にして税務署の協定を否認し再び當初の申告に依り調査せんことを主張するときには税務署は之を拒むに由なからんなり右の次第に付煎來れば誠に便り少ない處置振りと云ふべし乍併若し税務署が從來の僻見を去つて大に公平無私の見地に立ち強制と壓迫とを慎み眞に商業の狀態を考察し盛、衰、増、減其宜しきを探るときは一般の納税者は悦んで之に應じ其方法は是非善惡を問ふの必要なかるべきなり

善良なる
税務行政

計算方法

(八) 爲念建物賃賃價格の計算方法を説明すべし

- (一) 道路を隔て近傍又は遠隔の地に附屬工場若しくは商品藏置場等を有する場合に於ては直接に營業に使用する場所のみを有税區域中に算入し間接使用の場所は算入せず
- (二) 一家屋内を建切り構壁を設けて區劃を爲すと雖も他人に貸與したる實証なき限りは敷地の接續として間接使用の場所と雖も有税の區域中に算入す但税法第十八條二項の明文に依り間接又は直接に使用したる証蹟なき限りは課税區域中に算入せず
- (三) 二階三階も實際直、間、接に使用するときには課税區域内に入り、使用せざるときは無税の區域中に入る
- (四) 課税價格の計算方法は先づ一家屋の總坪數を以て家賃額を割り、一坪に付家賃何程に當ることを明にし置き、(店舗に屬する場所丈の坪數に二割乃至三割を増價し) 店舗の家賃を取出し、總家賃額より之を扣除し、残り家賃額中より

(直接間接に使用する場所の坪数に家賃残額平均一坪当りの金額を乗じ)有税区域の坪数對家賃を得て之を扣除し店舗の家賃と合算して建物賃貸価格を得べし但二階付の家屋を計算する場合に於て有税、無税を分たんとするには逆め二階と二階下とに家賃を分配し有税区域の家賃額を引去り之を定むべし乍併之を簡畧に定んと欲せば店舗、倉庫、納屋等一區域宛の借料を見積り合計して建物賃貸価格を定むるも亦便宜とす、要するに有税に入るべき区域のみを見積り其他を無税區域に組入れ雙方合して全躰の家賃額と符合すれば違算なきものとする

建物賃貸価格課税区域明細論 終

建物賃貸価格課税区域明細論 追補

- (一) 税法第十八條の二項の一区域内とは一家屋構内と云ふに同じ、此区域内に於て直接間接に使用せざる場所は課税せず」と云ふときは取りも直さず一家屋構内に於て直接間接に使用せざる場合は其場所には課税せずと云ふことになる
- (二) されば本營業場外、道路を隔て又は從來柵壁を存する他家等の内に營業場の一部を設ける場合は所謂本來の一家屋内と認め難きものに付直接使用の分に限り課税し、間接使用の場合には課税せず(施行規則第十三條の一項)と規定したるは當然の事なり
- (三) 然らば一家屋内と雖も區劃を設けて別々とするときは如何んと云ふ問題が生起する、そう云ふ場合は元來が一家屋内の場所なりしたため殊更に區劃を設けて別々の如く装ふたればとて敷地の接續又は使用の状態に於て接續と認むべき事實あるときは法律の規定通り一区域内と認め(施行規則第十三條の二項)直接間接共に課税するものぞと云ふの意なり、決して税法第十八條二項の意義を制限したるものに非ず、否制限するの力あるものにあらず

(四) 右の外官僚主義者の主張する處に依れば一區域内に存在する居室は營業の爲めに間接に利益を享受するものなれば間接使用となる」と説けり、然れども居室なるものは本来の目的に於て衛生を主とし、人の生活上に使用するものにて坐臥常住は間接に營業の目的に使用するに非ざることば識者を待たずして明なり、若し居室は間接に營業の爲めに利益を享受するものなりとして課税の區域に算入せんとするときは離れ座敷でも、二階三階でも其他隅々の塵芥棄場でも皆營業の利益に依り維持せられつゝあるものなり、されば離座敷と云ひ二階三階と云ひ何れも營業の利益に依らずして存在するものとの理由は決して徹底せざるの申分とす加之ならず同じ一區域内に於て二階三階や離れ座敷を區別して課税區域外となすことを得ば普通座敷、前栽、床ノ間、神佛祭壇、押入其他全く營業の用(直接間接共)に使用せざる場所も同様判然區別することを得るは理の當然ならずや

(五) 又居室は分離すべからすと云へり、然らば二階三階は居室に非らざるか、二階三階は居室に非すと云へることは恐らくは開闢以來之を唱へたるものさへなかるべし、果して然らば二階三階を間接に使用せざるものとして課税區域中より之を控除することを得るとせば此議論

の主義として勢ひ居室に非らずと認めざるべからず、則ち一方に於て居室不分離を唱へながら一方にては居室分離を主張するが如き何ぞ夫れ矛盾錯駁自家撞着の甚しきこと如斯や、此點も亦頗る明論の價值を失なへるものと云ふべし

(六) 税法の一區域内とは所謂一家屋構内を指すものにして則ち居室内を云ふなり、然るに分離すべからざる居室より二階三階を分離して間接に使用せざるものと認むることを得るときは離れ座敷の分離せらるゝは勿論、納屋、倉庫、前栽、井戸、井戸端、炊事場、湯殿、兩便所、椽先、押入、床ノ間、神佛祭壇等と雖も現に營業の目的に使用(間接)せざる場所は二階三階離れ座敷と同様課税區域外に分離し去ることを得るは理の當然とす、若夫れ居室は絶対に分離すべからずとせば製造業其他の固定資本計算の方法に於ても分割計算は行はれざるのみならず改正税法第十八條二項の明文は其字義を没却せらるゝに至るべし、世豈如斯の妄論あらむや

(七) 店客に便所を貸すことがあらうから間接營業の目的に使用するものとなる」との意見を以て座敷、庭園其他一家屋内全部則ち舊税法(前年)通り總括的に課税せんとして本人に申告訂

正又は新出を強ゆる稅務官吏さへありと聞く、如何に稅法に不知案内の營業者に對すればど
て餘りと云へば言語同斷の致方ならずや、店客の爲めに便所を貸せばとて何故に間接に營業
の目的に使用するものとなるや、是等は辯ずるの價値なきは勿論、此場合に於ける使用は反
つて店客其人の必要に屬し店主は何等の關係なきものとす、則ち使用したるに非ずして全く
使用されたるものなり、斯る考へ違ひ、心得違ひ、方角違ひの三違論はたゞ一蹴の下に排却
すべきものなり

以上の理由に依り論結するときは一家庭内は稅法第十八條二項の通り現に直接間接に使用する
場所のみに課稅し其他には課稅せずと云ふの意義に歸着すること勿論にして一城區内に直接間
接使用の外、尙餘地の存すること亦明なり、随つて建物賃賃價格を舊法の通り課稅せんこと
るは改正稅法の意義を無視したる結果となるを如何せん、故に稅務當局が強て之れに課稅せん
とするときは一々立証の責を有し所謂舉証の義務を盡さるべからざるものなり
又間接使用の意義に付ては本文に詳かなるを以て之を略す

大阪市東區系屋町二丁目六番地

松村計算事務所長

松村源三郎述

大正四年三月十五日印刷
大正四年三月十八日發行

定價金貳拾五錢

著者兼
發行者

松村源三

大阪市東區系屋町二丁目六番地

印刷者

岡本省三

大阪市東區内淡路町一丁目三十一番地

印刷所

大阪活版印刷所

大阪市東區内淡路町一丁目三十一番地



發賣元

振替口座大阪二貳三四五番
電話 東二五二四番

大阪市東區系屋町二丁目六番地

松村計算事務所

松村計算事務所所長法學專攻
元 稅務管理局副所長兼直稅課
長、稅務監督、營業稅法規類
調查委員、稅務署長、大阪稅務
世界社長、東京稅務公論社長

松村源三郎著述

精密詳解凡五百題
天下品

便利
秘訣
正改

營業稅法
所得稅法
相續稅法
印紙稅法

理由詳說

賣價 金一圓五十錢
郵稅 不要
洋裝美本文字入
五百六十餘頁

一名正理問答自衛の手引

三年間無料顧問券提供

▲實驗研究爭議應答談判數百問を論斷したる理論一貫の鐵筆也▲官民事務の最大便益書▲各種課稅の眞正計算方法と實例▲申告不服誤謬更訂最後の訴訟有稅無稅の區別及三大速算表控除費用書式等無類有利の内容充實老幼婦女子にも能く分る

本書は通信教授すれば三ヶ年料金十八圓を要す▲之を一冊に約め明細周知を極めたるもの▲苟も納稅者は必ず坐右缺く可からざる珍寶書▲價値なきときは代金返上する責任著述也▲官公署組合其他特別の事情ある人にして多數御注文は本書普及の目的を以て特別の提供を行ふべし

御入用の人には雄大精緻の主意書問題書無料送呈

批評の一般

國民新聞曰く 從來稅法及稅務の事は専ら稅務官吏の言ひなり次第で納稅者側は只稅金を言はれるまゝに納める機械になつて居る傾があるが慨歎して著者が官途二十一年民間十四年合計三十五年間の研究と實驗から此書を編んだと云ふ、成程極めて面倒な法文や複雑した事項を甚だ通俗に平易な文章で問答体にして迷ふことなからしめんと苦心の跡が歴々と見える、納稅者の座右に備へる好參考書である。(三月四日記事)

萬朝報曰く それ〴〵問答体を取りて流めて通俗的に詳解す、法文書式をも示せり。(三月十一日記事)

大阪市東區糸屋町二丁目六番地

松村計算事務所

出版兼發賣元

電話 東二五二四番
振替 大阪二貳三四五番



易筮、哲理選名、推命鑑
 定、觀相性理、方鑑九星
 家相地相、設計、調査、

松村天應堂

農、工、商業者日々の賣買取引の善惡、起業、出
 賣、仕入、旅行、移轉、建築、修繕、動土、設計
 婚姻適否、貸借の善惡、主人と雇人及家族相互の
 善惡關係、男性女性因果の關係、心性、家相、地
 相、日取善惡、方位の吉凶、成功と運命、有無運
 速、性質と適業、諸難及び雜件、命名、家號、店
 號、會社名、雅號、通稱、記號、表名選定、生兒
 命名、實印選字、商品命名等其他諸件

大阪市東區糸屋町二丁目六番地

總て要件は明確に御記載相成たし▲又
 返信料なき問合せには回答せざるべし
 あるべし
 (松村計算事務所振替口座)
 番號 大阪二二三四五番

哲學專攻 松村圭堂

電話東二五二四番

鑑定料は普通五拾錢▲特別精鑑五拾錢
 以上▲振替口座は當分松村計算事務所
 宛御拂込を乞ふ

終

